

第2節 規制的・経済的手法の活用

1 地球温暖化対策に対する助成

京都議定書における、わが国の温室効果ガス6%削減の目標達成に向け、地球温暖化対策は待ったなしの段階となっています。本県では、「オンリーワン徳島行動計画」において「環境首都とくしま」の実現に向け、国より高い2010年までに10%削減（1990年比）を掲げ、様々な行動を展開してきました。

このような状況のもと、温室効果ガスの削減に資する取組や施設の導入など、地球温暖化対策に積極的に取り組む中小企業者に対し、その取組を更に加速させるため、金融機関を通じて低利の融資を行う「地球温暖化対策資金貸付金」を平成19年10月に創設しました。

（1）融資条件等（平成22年10月末現在）

① 融資対象者

県内に事業所を有し、原則として6ヶ月以上引き継ぎ同一事業を営んでいる中小企業者

② 融資対象資金

- (1) ISO等環境マネジメントシステムの認証取得
- (2) 屋上緑化等
- (3) 事業用の低公害車の導入
- (4) アイドリングストップやエコドライブに必要な装置等の導入
- (5) 新エネルギー設備の導入
- (6) 省エネ装置の導入
- (7) LED設備の導入
- (8) ESCO事業

③ 融資限度

1事業所につき3,000万円以内

④ 償還期間

- (1) 5年以内（内1年以内据置）
- (2) 7年以内（内1年以内据置）

⑤ 融資利率（※環境マネジメントシステム取得者には優遇利率【】を適用）

- (1) 年1.8%以内【年1.6%以内】（別に保証料0.62%以内が必要）
- (2) 年1.9%以内【年1.7%以内】（別に保証料0.62%以内が必要）

2 環境保全施設の整備等に対する助成

公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、各種の公害関係法令によって規制措置がとられていますが、これらの規制に対応するために必要な公害防止施設等の設置には多額の資金を要します。

このため、本県においては、昭和43年4月に徳島県公害防除施設整備資金貸付制度を設け、中小企業者が自ら行う公害防除施設、産業廃棄物処理施設等の整備に必要な資金を融資することにより、公害防止対策を促進し、住民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ってきました。

平成11年度からは、環境保全施設整備等資金貸付制度に名称を改め、フロン対策や環境アセスメントの実施などの環境保全事業に必要な資金も融資対象とし、貸付枠も3,000万円から5,000万円に拡大することにより、さらなる生活環境の保全を図っています。

さらに、平成18年度からは、吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金についても融資対象としています。制度発足以来の融資状況は、平成21年度末で651件、59億3,205万円です。

(1) 融資条件等（平成22年10月末現在）

① 融資対象者

県内に工場等を有し、原則として1年以上引き続き同一事業を営んでいる中小企業者

② 融資対象資金

- (1) 大気の汚染、水質の汚濁、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭を防止するための施設の設置又は改善に必要な資金
- (2) 廃棄物の処理施設の設置又は改善に必要な資金
- (3) 土壤汚染対策のための施設の設置又は改善、汚染土壤の処理及び汚染水の処理に必要な資金
- (4) 公害防止施設の設置等によっては公害を防止し難い工場等が、公害防止のためにその工場等を移転する場合の移転に必要な資金のうち知事が必要と認める資金
- (5) 公害防止用分析測定機器類の設置等に必要な資金
- (6) 環境保全事業に必要な資金であって、次に掲げるもの
 - ア 特定フロン等の回収装置の設置又は購入
 - イ 環境アセスメントの実施
- (7) 吹付けアスベストの飛散防止対策に必要な資金であって、次に掲げるもの
 - ア 中小企業者の所有する工場等に使用されている吹付けアスベストの除去等の工事に必要な資金
 - イ 建設業者又は解体工事業者が、吹付けアスベストの除去工事等を施工するための設備整備に必要な資金

③ 融資限度

1事業所につき5,000万円以内

④ 償還期間

7年以内（内1年以内据置）

⑤ 融資利率

年2.35%以内。ただし、信用保証付の場合は年2.30%以内（別に保証料0.62%以内が必要）

(2) 融資状況等

制度発足以来の融資実績の推移は図2-5-1のとおりです。

平成21年度に、廃棄物処理施設の設置で1件の利用者がありました。

融資の実績を公害防止の種類別にみたのが表2-5-1で、昭和43年度以来の累計についてみると、融資件数では大気汚染に係るものが256件で全体（650件）の39.3%を占め、融資金額では水質汚濁に係るものが28億9,660万5千円で全体（59億3,205万円）の48.8%を占めています。

また、融資先の業種別に融資実績をみたのが表2-5-2で、同じく累計についてみると、木材・木製品製造業が融資件数では267件で全体の41.0%を占めています。融資金額でも木材・木製品製造業が13億1,856万5千円、食料品製造業が13億1,281万8千円と多く、この2業種で全体の44.4%を占めています。

図2-5-1 融資実績の推移

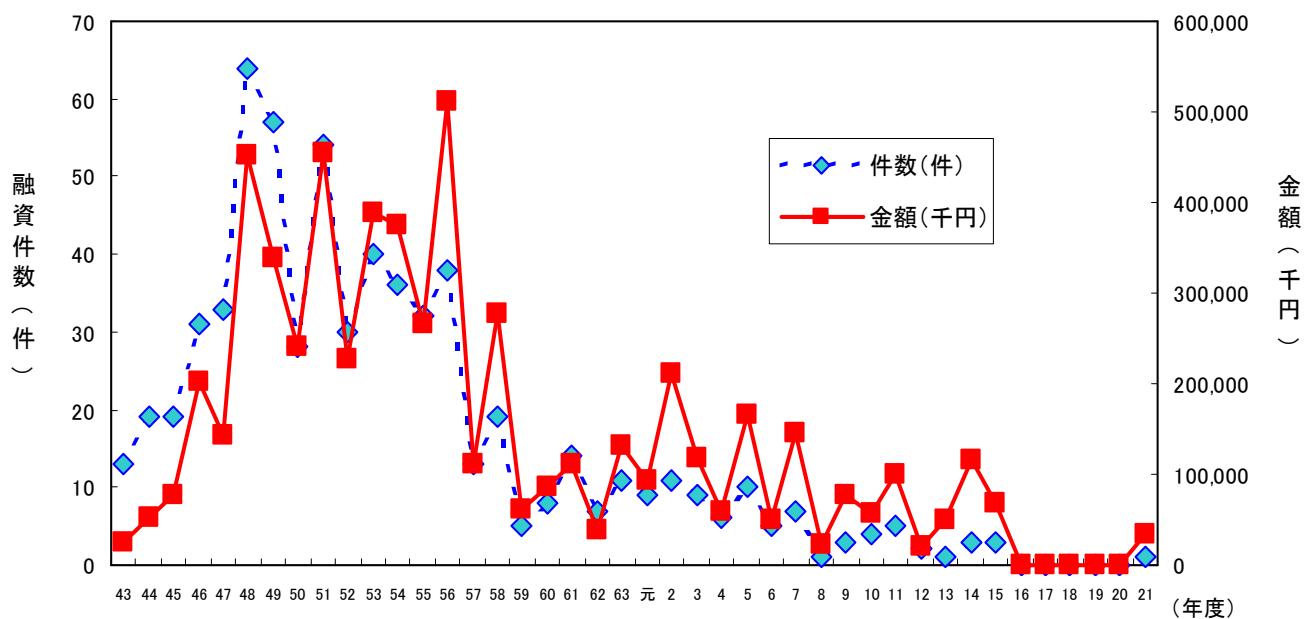


表2-5-1 公告の種類別融資実績一覧

(単位：千円)

種類	年度区分	昭和43～平成16		17		18		19		20		21		累計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
水質汚濁		214	2,896,605												214	2,896,605
大気汚染		256	1,447,698												256	1,447,698
悪臭		44	246,183												44	246,183
騒音		75	729,490												75	729,490
その他		61	608,574									1	3,500	62	612,074	
計		650	5,928,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	651	5,932,050	

表2-5-2 業種別の融資実績一覧

(単位：千円)

種類	年度区分	昭和43～平成16		17		18		19		20		21		累計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
畜産飼育		17	175,168												17	175,168
建設業		22	227,743												22	227,743
製造業	食料品	97	1,312,818												97	1,312,818
	繊維工業	25	150,340												25	150,340
	木材・木製品	267	1,318,655												267	1,318,655
	製紙業	18	291,624												18	291,624
	化学工業	11	139,200												11	139,200
	釜業・土石製品	50	590,723												50	590,723
サービス業	その他	79	891,304												79	891,304
	サービス業	40	510,595												40	510,595
	その他	24	320,380									1	3,500	25	323,880	
	計	650	5,928,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	651	5,932,050	

3 今後の取り組みの方向性

地球温暖化対策資金貸付制度及び環境保全施設整備等資金貸付制度は、地球温暖化対策の更なる推進や公害の防止など、良好な生活環境の保全に必要な施設等の整備に重要な役割を果たしてきていること、さらにこれから環境問題に対処していくには、県民、事業者等の自主的な環境保全への取り組みが必要不可欠であることなどから、環境保全の経済的手法として、今後より一層、制度融資の活用を推進していきます。

また、中小企業者が新エネ・省エネ・省資源につながる設備導入やエネルギー利用や生産効率の向上を図るために経営革新に取り組む場合には、小規模企業者等設備貸与制度等による支援の充実に取り組みます。